

仙台市立上杉山通小学校いじめ防止基本方針及び対応について

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立上杉山通小学校（以下「本校」という。）においても、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止とその対策等にあたってきた。

今回、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においても、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立上杉山通小学校いじめ防止基本方針」等をここに策定する。

(2) 基本的な考え方

< いじめの防止等の対策に関する基本理念（法第3条） >

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

< いじめの定義（法第2条より） >

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

* 「一定の人的関係にある」とは、

学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

* 「心理的」とは、

「仲間はずれ」や「集団による無視」等のように、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるもの等を意味する。

* 「物理的な」とは、

身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすること等を意味する。

上記のいじめの定義を踏まえ、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。」との認識をもって、対応にあたる。

(3) いじめの基本的な認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組んでいかなければならない。

基本的な認識

- ① いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめの「四層構造」

いじめは、単にいじめを受けている児童といじめている児童との関係だけでとらえることはできない。いじめには役割があり、いじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）、さらに観衆としていじめをあおったり面白がったりしている者、最後にいじめを見て見ぬふりをしている傍観者の「四層構造」がある。いじめの当事者だけでなく周りの児童たちへの指導も大切であり、集団の中でいじめを許容する雰囲気を変えていかないといじめはなくなる。

2. いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意して、いじめの防止等のために、学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

(1) いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、児童一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのために、本校では特に、「道徳」「総合的な学習の時間」を中心に学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設けることや、児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくこととする。

また、学校だより等によっても、いじめの問題についての保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識のもと、連携して、いじめの防止等に取り組んでいく。

さらに、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある児童がいじめの当事者である場合等を含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図る。

(2) いじめの防止等のための組織

①上杉山通小学校いじめ防止等対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「上杉山通小学校いじめ防止等対策委員会」（以下「本校対策委員会」という。）を設置する。

委員会の構成は、基本的に、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、いじめ対策担当教諭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、学年主任、担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーによるものとする。

なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

本校対策委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- ア. 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認
- イ. いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検・評価
- ウ. いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ. いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査、対応や指導等の方針決定等）
- オ. その他いじめの防止等に関する重要事項

②上杉山通小学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、「上杉山通小学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA役員、学校医等の学校以外の委員を加える等、公平性・中立性の確保に努めた構成による「上杉山通小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

(3) いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの子供にも起こりうるもの。」との認識のもと、全教職員が児童の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする。

さらには、日頃から、児童や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、本校独自の全児童アンケート調査や全学年での面談による教育相談等を計画的に実施し、いじめの早期発見にあたる。

また、いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも整備していく。

(4) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、いじめ対策担当教諭、学年主任、教育相談担当教諭、教頭を通じて校長へ報告し、学校対策委員会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。

いじめられた児童及びいじめた児童への対応は、下記に掲げる点に留意しながら、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図る。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いたり、解決はしたが、児童の心のケアが必要なケースもあつたりすること等から、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級等による引継ぎも適切に行っていくこととする。

- ① いじめられた児童に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童の心の安定を図りながら対応することを基本とする。
- ② いじめた児童には、いじめられた児童の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように指導する。

(5) 家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携を行って行く。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、児童の生命を大切にす心、他者を思いやり、協力する態度を育む上からも、本校の協働型学校評価でも掲げる「あいさつ」に関する取組や故郷復興プロジェクトによる取組、「かみすぎねっと」構成団体との共催による事業の充実等にも取り組んでいく。

(6) 関係機関との連携

いじめの防止や早期発見等のためには、地域の関係施設・関係機関との連携を密にしていく。

地域にある機関との連携では、上杉山中学に事務局がある「上杉山中学区健全育成会」を中心に、公的機関としては、仙台市教育委員会教育相談課や仙台北警察署、児童相談所、児童相談支援センター等とも協力・連絡体制をとって、取組を進めていく。

	相談機関	相談電話	相談時間
1	24時間いじめ相談専用電話 (仙台市教育委員会)	265-2455	24時間 365日
2	仙台市教育相談室 (仙台市教育委員会)	214-0002	平日9:00~17:00
3	いじめ相談受付メール (仙台市教育委員会)	soudan@city.sendai.jp	
4	仙台市児童相談所	718-2580	平日8:30~17:00
5	親子こころの相談室 (仙台市児童相談所)	219-5220	平日8:30~17:00
6	仙台市子供相談支援センター	262-4828	平日8:30~18:00
7	ヤングテレホン相談 (仙台市子供相談支援センター)	222-7830	24時間 365日
		0120-7830-17 (携帯・PHS等からは利用できません)	
8	子育て何でも電話相談 (仙台市子供相談支援センター)	216-1152	平日8:30~17:00
9	24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310	24時間 365日
10	教育相談ダイヤル (県総合教育センター)	784-3568	平日9:00~16:00
11	子どもの相談ダイヤル (県総合教育センター)	784-3569	平日9:00~16:00

12	いじめ110番 (宮城県警察本部)	221-7867	24時間 365日
13	少年サポートセンターせんだい	266-8655	平日9:00~17:45
14	子どもの人権110番 (仙台法務局)	0120-007-110	平日8:30~17:15
15	仙台いのちの電話 (社会福祉法人)	718-4343	24時間 365日
16	チャイルドライン (特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター)	0120-99-7777	月~土 16:00~21:00

対応1： いじめの未然防止に向けて

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

①「事後対応」から「未然防止」へ

発生してから対応するという考え方から、問題が発生しにくい校風を作るという考え方へ転換するとともに、すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、「当たり前のことを当たり前に行っていく。」「善いことは善い、悪いことは悪い。」と伝えていく教育活動を行う。

②積極的な未然防止策の実施

いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、いじめを行わせないという意味での未然防止策を講じる。

③「いじめは人間として絶対に許されない」という意識の徹底

「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されない」という認識や「いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為である」という認識をしっかりと定着させる。

④学習活動や奉仕活動、体験活動（自然体験等）等の充実

学習活動を通して、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成するとともに、生活経験を豊かにし、友情の尊さや信頼関係の大切さ、生きることの素晴らしさや喜び等について、児童が心から感じられるようにする。

⑤学級活動や児童会活動の充実

活動を通して、児童がいじめの問題の解決に向けて、主体的にどう関わったらよいかを考え、行動できるようにする。

(2) 未然防止に向けた手だて

①学級経営の充実

- ・児童に対する教師の受容的、共感的態度により、互いのよさを認め合うとともに、児童一人一人のよさが発揮される学級をつくる。
- ・児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるように、継続した指導を行う。
- ・児童の状況を健康観察（表情や体調不良等）や欠席・遅刻・早退の回数、「いじめアンケート」の活用等により把握する。
- ・自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもって進める。

②児童が主体的に参加できる学習活動づくり

- ・児童が主体的に参加・活躍し、「自己決定」、「自己存在感」、「共感的人間関係」を感じることができる学習活動づくりを進める。

③道徳や学級活動の充実

- ・道徳や学級活動の中で、いじめを題材として取り上げ、話し合い活動を通していじめの未然防止や解決の手立て、いじめの心理等について学ばせる。
- ・例年5、11月の「いじめ防止きずなキャンペーン」への自主的な取組を行わせ、いじめについて児童自らが深く考える機会とする。

④情報モラル教育の充実

- ・携帯電話やゲーム機、パソコンを使って、意図的または無自覚にいじめを行ったり、いじめを受けたりする事例が多くなってきている。情報教育授業のほか、道徳や学級活動等の中で関連性を持たせながら情報モラル教育に取り組む。

(3) いじめ防止に関する教職員の資質向上

- ・いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の会議及び研修会に積極的に参加するとともに、学校対策委員会の主催による校内研修を定期的実施する。

対応2： いじめの早期発見・早期対応のために

(1) いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的な取組

①いじめへの対応に関する取組のマニュアル化

- ・いじめを把握した場合の報告のルートやその後の対応協議等について、組織的に活動ができるように、対応のマニュアル策定や校内体制づくりを強化する。

②定期的ないじめの実態把握調査の実施

- ・全市的に行っている「いじめ実態把握調査」の他に、本校独自のアンケート調査等を実施し、児童の実態把握と早期発見を推進する。

③相談体制及び地域や保護者との連携充実

- ・いじめの相談は、全教員により対応するものとするが、相談体制としては、次のことを基本とする。

*児童（生徒）からの相談 → いじめ対策担当教諭 担任、養護教諭、スクールカウンセラー

*保護者、地域住民からの相談 → 教頭、教務、いじめ対策担当教諭、生徒指導担当

- ・いじめの相談体制やいじめ防止に関する学校の取組状況を学校だより等で周知し、相談しやすい環境を整える。
- ・PTAと連携した講演会や研修会等を実施する等し、地域や家庭との連携を深める。

(2) いじめを早期発見する手立て

①児童との日常の交流を通じた発見

- ・授業中や休み時間における児童との会話を通して、気になる様子に目を配る。

②複数の教職員の目による発見

- ・多くの教職員がさまざまな学習活動、時間帯を通して児童に関わることにより、発見の機会を増やす。

③アンケート調査やいじめ発見・把握のための「チェックリスト表」、教育相談を通じた把握

- ・いじめ発見・把握のための「チェックリスト表」をもとに、全教職員が共通の視野を持って児童の様子に目を配る。
- ・児童が希望するときには、すぐに面談ができる体制を整える。

④保護者からの相談や地域からの連絡

- ・いじめに関する学校の考え方や取組を周知し、共通認識に立った上で協力を求める。

対応3： いじめの発見から解決まで

1 いじめの情報（気になる情報）の把握

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・ノート等から気になる言葉を発見
- ・児童や保護者からの訴え
- ・アンケート調査から発見
- ・同僚からの情報提供

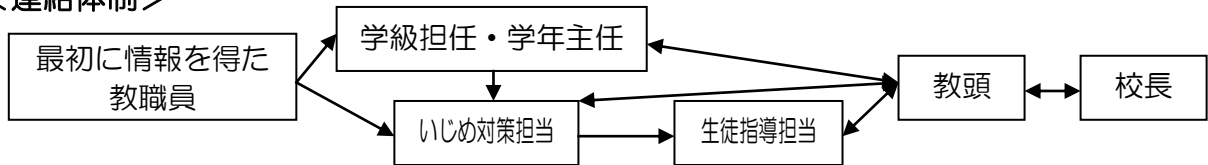
陥りやすい傾向

- ・自分の責任と思い詰め、自分だけで解決しようとする。
- ・指導力が否定されたと感じる。
- ・解決を焦る。

事実の確認

必ず報告。独断で判断して、解決を焦らない。

<連絡体制>



2 学校いじめ防止等対策委員会

学校いじめ調査委員会

重大事態

校長，教頭，教務主任，いじめ対策担当教諭，生徒指導主任，教育相談担当 学年主任，担任，特別支援 C，養護教諭，スクールカウンセラー

学校いじめ防止等委員会
学校評議員，PTA，校医等

3 対応方針の決定・役割分担

(1) 情報の整理

- ・発見までの経緯
- ・いじめの態様
- ・関係者（被害者，加害者，周囲の児童）の様子

(2) 対応方針

- ・緊急度の確認（「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認）
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

(3) 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・加害者への指導担当
- ・指導，対応等の記録担当
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当（市教委への事故一報，随時続報）

4 事実の究明と支援・指導

<事情聴取の際の留意事項>

- ・事情聴取は，人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか，複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し，報復等が起こらないように細心の注意をはらう。

<事情聴取の段階ではではないこと>

- ・被害者と加害者を同じ場所で事情を聴くこと。
- ・注意，叱責，説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて，すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ただ単に謝ることだけで終わらせること。

いじめられた児童への対応と保護者との連携

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
- 児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に複数の教員で対応し、児童が話しやすい環境をつくる。
- 児童の話にじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校は、絶対にいじめを許さないことを伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後の付き合い方等、行動の行方を具体的に指導する。
- 「君にも原因がある」「がんばれ」等という指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 連絡ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

<保護者との連携>

- 事実が確認された時点で速やかに面談を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- いじめの全貌が分かるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスには、いじめはない」等と言わず、事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。
- 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」等の誤った発言をしたり、電話で簡単に対応したりすることもしない。

いじめた児童への対応と保護者との連携

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのか内省させる。

【事実の確認】

- 担任を中心に複数の教員で対応し、児童が話しやすい環境をつくる。
- 対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。

【指導】

- 学校は、絶対にいじめを許さないことを伝える。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめに至った心情やグループ内等での立場をじっくり聴き、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 被害者側の話だけで判断して、安易に謝らせて終わりにするといった指導はしない。

【経過観察】

- 連絡ノートや面談等を定期的に行い、教師との交流を続けながら気持ちの変化を見守っていく。
- 授業、学級活動等を通して、友人とのよい関係づくりを指導・支援する。

<保護者との連携>

- 事実が確認された時点で速やかに面談を行い、学校で把握した事実を正確に伝えるとともに、その場で児童に事実の確認をする。
- 相手の児童の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校としては事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

観衆、傍観者への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめは、学級や学年全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実の確認】

- ・具体的な事実を知っている児童には、個別に話を聴く。

【指導】

- ・学校は、絶対にいじめを許さないことを伝える。
- ・被害者の辛さに気付かせ、自分たちも加害者の一員であることの自覚をもたせる。
- ・いじめを止めたり、教師に知らせたりすることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・これからどのように行動したらいいのか、いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察】

- ・授業や学級活動、学校行事等を通して、お互いを認め合う集団づくりをしていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、学校だよりや学校HP等で、いじめ防止に対する学校の認識や、対応方針・方法を周知し、協力と情報提供を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

指導記録・委員会記録

- ・内容だけでなく、日時や場所、出席者等も詳細に記載する。
- ・いじめへの対応や経過がはっきりと分かるような記録を心がける。

教育委員会への報告

- ・いじめ発生後、迅速な報告に努める。経過報告も適宜行う。
- ・連携を図り、指示・助言等を今後の対応に生かす。

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - 等
 - ※「相当の期間学校を欠席」とは
 - ・不登校の場合を踏まえ、年間30日を目安とする。

(2) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

参考<<重大事態の調査主体と調査組織>> 市基本方針より

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

〔調査組織〕

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医等の学校以外の委員を加える等、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案
- ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴え等を踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

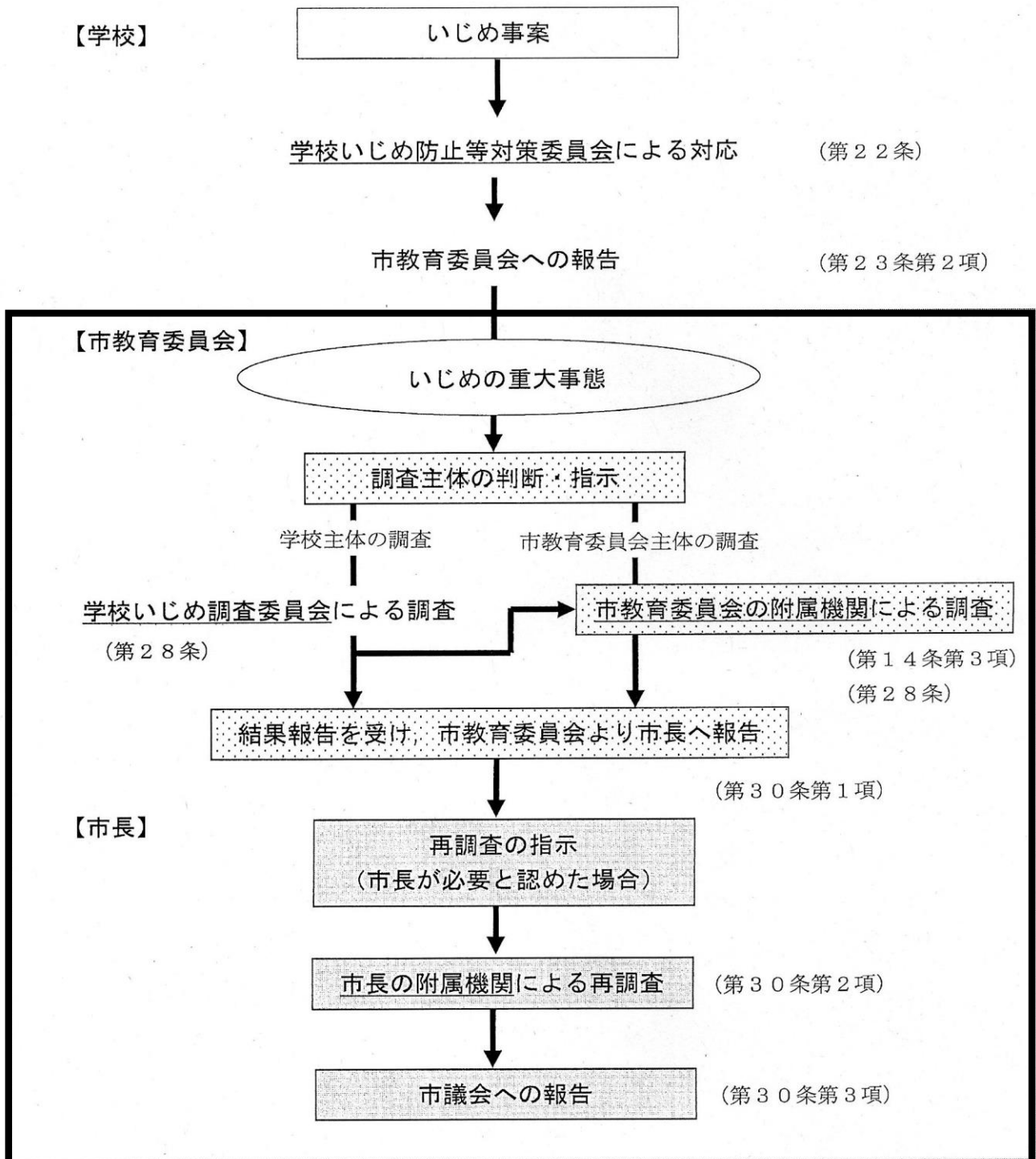
(3) 調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

重大事態発生時の対応 概要フロー図



資料

いじめに関する教育計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むこととする。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

対策委員会：学校いじめ防止等対策委員会

4月	5月	6月	7月	8月	9月
----	----	----	----	----	----

対策委員会
・指導方針
・指導計画等

情報交換
引き継ぎ

児童理解の会1

教職員
校内研修

いじめ
アンケート調査

保護者との
個別面談

いじめ
アンケート調査

学級開き
学級ルールづくり1
<学活>

いじめ防止きず
なキャンペーン

運動会を通した
人間関係づくり
<行事>

感謝と
思いやり
<道徳>

学級ルールづくり2
<学活>

10月

11月

12月

1月

2月

3月

対策委員会
・情報共有
・2学期の計画

児童理解の会2

対策委員会
・課題の把握
・対策の検討

仙台市いじめ
実態把握調査

保護者との
教育相談

いじめ
アンケート調査

学習発表会を通した
人間関係づくり
<行事>

いじめ防止きず
なキャンペーン

リラックス ストレスマネジ
メント
<学活>

新しい学年に向けて
<学活>

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝、いつも誰かの机が曲がっている。
- 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする
- 班にすると、机と机に隙間がある。
- グループの中で絶えず周りの様子をうかがう子供がいる。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けないうつ気がある。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 授業中、教職員に見えないように遊びを行っている。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- グループ分けをすると、特定の子が残る。
- 特定の子供に気を遣っているうつ気がある。

いじめられている子

1 表情・態度

- 笑顔がなく沈んでいる。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りの様子を気にし、おすおすとしている。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- けがの原因をあいまいにする。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
- 服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
- 机や椅子が傷つけられたり、落書きされていたりする。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- 他の子どもから、言葉かけを全くされていない。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 職員室や保健室の付近でうろうろしている。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 通常の通学路を通らずに下校する。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。
- 付き合いが急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- よくけんかが起こる。
- 友達から不快に思う呼び方をされている。
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- プロレスごっこ等にいつも参加させられている。
- 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。

6 教師との関係

- 教師と視線を合わせなくなる。
- 教師との会話を避けるようになる。
- 教師とかかわろうとしない、避けようとする。

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる。
- 教職員によって態度をかえる。
- グループで行動し、他の子供に指示を出す。
- 活発に活動するが、他の子供にきつい言葉をつかう。
- 家や学校で悪者扱いをされていると思っている。
- 特定の子供にのみ、強い仲間意識を持つ。
- 教職員の指導を素直に受け入れない。
- 他の子供に対して、威嚇する表情をする。